

「大阪の教育力」向上プラン（素案）について

2008年9月29日 大阪教職員組合中央執行委員会

1、大阪府教育委員会は、9月12日に「大阪の教育力」向上プラン(素案)〔以下「素案」〕を発表しました。

これは1999年からの10年間におよぶ教育切捨ての「教育改革プログラム」につづく、今後10年間の大阪の教育行政のめざす方向(「3つの目標」「10の基本方針」「35の重点項目」と、今後5年間の具体的取組みを示すものです。

府教委は、この「素案」をもとに府議会での議論やパブリックコメント等を経て、今年12月末に成案とするとしています。

2、この「素案」は以下に述べる重大な問題点をもつものです。

第1は、7月1日に政府が閣議決定した「教育振興基本計画」と同様に、[素案]では「35の重点項目」など数多くの施策が羅列されていますが、教育条件の整備や財政的な裏付けを欠いた無責任なプランとなっていることです。

冒頭の「プランの推進にあたって」では、「今後、本プランを基本としながら、毎年度の予算審議を踏まえ、具体的な教育力向上に向けた事業推進を図ります。」と述べ、財政計画を伴った計画とはなっていません。さらに府の学校教育審議会は、7月1日の答申で「たとえ財政難の中にあっても、今の子どもたちへ必要な教育条件を整えることは、言わば未来への投資であり、必ず実を結び大阪の貴重な財産となる。逆に、今、それを怠ることは、大阪の未来に『負債』を残すことに他ならない」と述べていましたが、教職員定数増や少人数学級実現など、「素案」には教育諸条件の整備確立についての具体的な目標や計画が、耐震化工事等を除いて全く欠落しています。

このように「素案」は、教育行政が果たすべき根本的な責務である教育諸条件の整備確立については曖昧にして、その責任をおおい隠しながら、全体のプランのほとんどは、教育内容や方法、そして家庭や地域の私生活に不当に介入する数値目標を一方向的に設定し、その達成責任を各学校や家庭、地域に転嫁して、押しつけるものとなっています。

羅列された、60を超える数値目標等の多くは教育活動の具体的な内容や方法にかかわるものであり、行政による教育への不当な支配にわたるものであり、その押しつけは断じて許されません。一方、行政が教育条件の整備に向けて、その計画的な実施へ、数値目標を設定することは、当然の責任といえます。しかし「素案」に示されている数値目標は、こうした教育条件整備の検討とはまったく異なり、「全国一斉学力調査」結果の全国平均などと比較して、競争をあおりながら、唐突に、きわめて無責任に提示されています。大阪の子どもたちの生活実態や、発達上の課題などの分析、教育指導上の困難の克服へ向けての手立てや実現の見通し、そのための教育条件整備の検討など、数値目標の根拠となる事柄はまったく示されないまま、実態とはかけ離れた目標達成を、管理的に、現場に押しつけています。教育の営みは、人間としての人格を育む、その過程が大事です。結果のみを追い求めるやり方は、必ず「ゆがみ」を引き起こします。各学校現場が直面している多くの教育困難は、この過程が大切にされない、できない「ゆがみ」から生じています。教育内容や方法、教育結果に対する数値目標のおしつけは、子どもを受け止める柔軟性や包容力を奪い、教育を画一化して、教育困難をいっそうおし広げ、教育の営みを破壊することにつながります。

第2は、「素案」の「位置づけ」が、「教育基本法の改正や学習指導要領改訂などの様々な動き・・・これらを踏まえた新たな教育プランの策定が求められており、」とあるように、改悪教育基本法、改訂学習指導要領を具体化し、「戦争する人づくり」と「格差社会を支える人づくり」へと教育改悪を押し進め、今日の教育諸困難をいっそう増大させる有害なものであることです。

(1) 子どもたちをいっそうの競争にかり立て、追いつめるものであることです。

「素案」は「大阪の教育日本一」と称して小・中学校では、文科省「全国一斉学力調査」の全国平均正答率を上回ることを第一の目標にかかげ、府内のすべての学校を点数競争にかりたてながら、「全国一斉学力テスト体制」に組み込んでいくことをねらっています。そのためにテスト教科の20%の授業時数を習熟度別指導にすることや、「活用」の学力の育成へ、モデル授業、単元別テスト、ワークブックを府教委が作成し、事前の模擬テストとして「大阪府学力テスト」を毎年、実施するとしています。

こうした「学力競争」に加え、文科省「全国一斉体力調査」における「反復横跳び」、「20mシャトルラン」、「50メートル走」について、全国平均を上回ることを目標にかかげ、学校教育に新たに「体力競争」を持ち込み、文科省「新体力テスト」の悉皆実施をねらっていることです。橋下知事による「学力調査」結果の公表おしつけとも結び、偏った「体力テスト」対策へ、体育教育、子どもの運動習慣をゆがめる有害で、危険な目標となります。また「運動部入部率を全国平均まで高める」と、子どもたち自身の自主的な活動である部活動にまで不当な枠をはめようとしています。

さらに通学区が4学区へと拡大され、激しい受験競争の下にある現在の高校入試を、「素案」はいっそう激しくすることをねらい、学区を撤廃した新たな進学学科をもつ「進学指導特色校」の10校設置や、新たな地域への中高一貫教育の導入をすすめようとしています。また「入ってよかった」と言われる学校をめざすと称しながら、「高校多様化・特色づくり」をいっそう押し進め、子どもたちを早期にえり分け、格差づけた進路の固定化をねらう新たな専門学科、専門コースの設置などをすすめようとしています。

(2) 子どもたちの心のあり方や、日常生活までも数値目標でがんじがらめに統制・支配することをねらっていることです。

「素案」は全小中学校での「志や夢をはぐくむ教育」、そしてすべての高校で「志」学を展開し、「全国一斉学力調査」の「将来の夢や目標を持っていますか」、「自分には良いところがあると思いますか」、「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していますか」の問いに対する肯定回答を全国平均以上にすることを目標にかかげています。

また「3つの朝運動(①朝食を食べる②あいさつを交わす③朝の読書に親しむ)」を全小学校で実施し、「全国一斉学力調査」の「7時より前に起床」、「小学校22時・中学校23時より前に就寝」、「毎日朝食をとる」について、全国平均を上回り、そして「小・中学生が地域の人にあいさつする割合100%」を目標にかかげ、学校・地域を挙げた取組みを推進するとしています。その他、「読書が好きな子どもの割合、全国平均以上」など、子どもの「志や夢」に加え、「好き、きらい」まで数値目標にかかげています。

これらは子ども一人ひとりの人格そのものの発達を目的とせず、行政や企業が求める人材の育成へ、それらの期待する定型化された人格像を押しつけるものです。子どもの本音や生活事実、関心とは、かけはなれた、心掛け主義、心情主義、態度主義のおしつけであり、子どもと教職員の本心から離れた「つくりもの」にならざるを得ません。

その一方で、子どもたちには、弱肉強食の激しい受験競争や「全国一斉学力調査」を押しつけており、これでは人間的な信頼関係や、本当の「思いやり」、「やさしさ」を育むことはできません。

(3) 教育行政による教育支配へ、いいなりになる学校と教職員づくりをねらうものであることです。

政府・財界は、教育の目的を「人格の完成」から、国家・企業のための「人材育成」へ変質させ、「全国一斉学力調査」、教職員評価・学校評価、教員免許更新制、「指導不適切教員」システムなどを使った「評価」の脅しによって、教職員の視線を子ども・父母から、国家・行政の「目標」実現へ向けさせようとしています。文科省は、これを「教育の構造改革」と称して推進しています。

「50m 走小5男(平均9.33以上)」「ルールやマナーを守る(80%以上)」「家庭学習30分以上(82%以上)」「毎日朝食をとる小6(87.1%以上)」「全日制府立高校卒業生(一時的な仕事0%)」「全校一斉の読書活動(すべての小・中学校)」など、「素案」によるすべての教育活動の数値目標化は、こうした文科省による「教育の構造改革」を大阪府の教育行政にもち込み、目標管理システムの徹底をはかるねらいがあります。

また「素案」は、こうした目標管理システムの徹底、推進へ、学校や教職員への監視と統制を強めるため、すべての学校への授業評価の導入や指導主事等による巡回指導をすすめ、さらには恣意的で不公正な人事である「TRyシステム」(公募制人事)を広域人事の拡大と結び、小中学校への導入・府立学校での拡大をすすめ、評価育成システムの任用等人事への反映、指導不適切教員への対応システムの厳格な運用、そして研修制度を統制の手段として根本的に変質させる、管理職育成のための「リーディング・ティーチャー養成研修」の立ち上げなどをすすめています。

行政が押しつける数値目標と一体の目標管理システムは、民間企業における物の生産過程における品質管理を徹底する発想の中で生まれてきたものです。そして利潤の追求へ、成果と効率をもっとも優先するシステムです。これが教育に持ちこまれると、学校は設定された「業績」目標達成のための、まるで工場のようになってしまいます。そして教職員は生産ラインの機械的な作業員にされ、「業績」追求の効率性を高めるためという理由づけで、教育に対する統制・支配が、企業経営の手法によって徹底されていきます。

子どもたちは物ではなく、人間の命や生き方に、重い軽いはなく、数値によって品質をそろえることは教育の目的にはなりません。こうしたシステムは、すべての子どもたちの人間としての限りない成長・発達を保障する教育の営みとは、相容れるものではなく、必ず破たんするものです。

第3は、地域総がかりによる教育支配をねらうものであることです。

文部科学省は、国家主導の「早寝早起き朝ごはん」を国民運動と称して推進しています。ここでは「家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域による、一丸となった取り組みが重要」と主張し、家庭の私生活に公然と介入し、これを運動化しようとしています。これは、格差と貧困の広がり各家庭の生活をきわめて困難な状況に陥れている下で、国と行政の責任を国民の意識の問題にすり替え、さらに国家の運動に従わない者を敵視しながら、国民を思い通りに操ることをねらうものです。さらに「全国一斉学力調査」におけるプライバシー調査は、学力向上の問題を、意図的に家庭の状況と結びつけ、その結果を利用して、父母・国民を国の教育政策へ誘導しようとしています。

「素案」がかかげる「家庭・地域との連携」は、同様のねらいを持ち、重大な問題をもっています。

「素案」は、社会全体での「こころ」をはぐくむ取り組みの推進として、「こころの再生」府民運動の認知度の向上(6%→30%へ)や、あいさつ活動への全教員・地域の参加(学校・地域を挙げた取り組み)を一方的におしつけ、小・中学生が地域の人にあいさつする割合を100%にすることを目標にかかげています。そして学校、地域を核として、「あいさつキャラバン隊」、「あいさつキッズ」など「あいさつ」を中心とした取り組みを推進するとしています。

また家庭の教育力の向上と称して、保護者に自己責任の自覚をせまる「親学習」の推進や、地域と保護者の連携したとりくみとして全中学校区で「通学合宿」(地域の大人が、子どもたちと寝泊りして、学校に通わせる取り組み)を実施するとしています。

さらに学校支援地域本部を全中学校区に設置し、地域活動におけるPDC Aサイクルの定着・促進や、企業等との連携を目標にかかげ、地域全体を、行政による目標管理システムの一環にとりこむことをねらっています。

(1) 行政が特定の「価値観と行動様式」を決めて、それを府民の内心にたちいり、子どもや家庭、学校に運動としておしつけることは、憲法第19条が保障する「内心の自由」を侵害し、行政による府民の精神生活の支配にわたるものです。さらに教育への「不当な支配」にわたるものであり、憲法第26条、第13条が規定し、禁じているものです。

政府の「教育再生会議」は、「社会総がかりで教育再生を」と強調し、「親学」の提言を出そうとしましたが、「特定の価値観を押しつけるもの」「家庭生活・教育への介入」「個人の生き方への押しつけ」という世論の批判を浴び、提言は取り下げられています。

さらに府民運動という形で、行政が主導して逆らえない雰囲気醸成しながら、奉仕活動と結んでおしつけていくことは、一人ひとりの子どもの多様な心のあり方や、多様な表現の仕方を否定し、子どもの内面を抑圧して、自主的・自発的に育まれるべき心のあり方や子どもの人格形成をゆがめ、子育てや教育の困難をおしひろげるものになります。

(2) 「地域人材バンクの活用による小学校『体育』の充実」や、「学校図書館の運営援助(書架の整理等)に地域人材を活用する小・中学校、100%」など、「素案」は、地域からの無償のボランティアを期待し、行政が担うべき責任をすり替えて、課題となる施策を補おうとしており、極めて無責任な施策になります。

(3) 学校支援地域本部が、「地域からの支援」という名目で市場原理の導入・拡大へ道を開き、公教育を切り崩しながら、解体をすすめていく危険性です。このモデルの1つとされる東京都杉並区立和田中学校では、「学校支援地域本部」が塾講師を招き、民営化を推進する中心組織となり、さらに学校教育の当事者による共同組織であるPTAを解体する役割も果たしています。

3、以上の点から、今回示された「素案」は、大阪の子どもを苦しめ、教育をゆがめ、教職員に困難をもたらすものであり、到底府民的な合意を得られるものではありません。府教委に対し「素案」の抜本的見直しを強く求めるものです。

いま子どもたちをめぐって、学力問題や不登校、いじめ、少年事件などさまざまな深刻な問題があります。未来を担う1人ひとりの子どもたちに、豊かな成長と発達を保障することは、府民の願いです。そのための教育諸条件を抜本的に改善することは教育行政の責務です。ところが、府は、教育予算を削減し、教育切りすてとしか言いようのない施策をとってきました。その結果、どの学校でも、教育諸条件の低下や教職員の多忙化が生みだされています。そのため全国と比較した大阪の教育条件の劣悪さと生活困難が浮きぼりになっています。大阪の子どもたちは、生活保護、就学援助受給率がいずれも全国平均の2倍をこえるなど、極めて劣悪な生活条件の下におかれています。そして貧困と格差の広がり、家庭と子どもたちの生活に大きな影響を与えています。

いま子どもたちが人間として大切にされ、その成長と発達が保障される教育行政へ切り替えていくことが、切実に求められています。

憲法・子どもの権利条約を生かし、教育の条理にもとづく教育諸条件の改善へ、「素案」の抜本的な見直しを強く求めます。